第二百七十八条の三　裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を少年に通知する旨の裁判をしなければならない。

一　イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ　被害者の個人特定事項　当該措置に係る事件に係る罪が法第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ　被害者以外の者の個人特定事項　当該措置に係る者が法第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二　当該措置により少年の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2　裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

3　裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

4　第一項の裁判の執行は、法第二百七条の三第五項の規定並びに法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

第二百八十一条中「勾留の請求に代え少年法第十七条第一項の措置を請求」を「勾留に代わる措置の請求を」に、「第百五十条」を「第百五十条の八」に改める。

第二百八十三条に次のただし書を加える。

ただし、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九十九条の五第三項の規定による措置がとられた場合又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

第二百八十九条に次の一項を加える。

5　検察官は、次条第二項の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

第二百九十条第二項中「略式命令」の下に「又は略式命令の謄本に代わるもの」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達してその告知をすることができる。

3　前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の規定によるものである旨を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第二百九十二条の見出し中「差出」を「送達」に改め、「第四百六十三条」の下に「等」を加え、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2　法第四百六十三条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第百六十五条の二第二項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハ⑴若しくは⑵又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

第二百九十二条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第二百九十二条の二　法第四百六十八条第五項において読み替えて適用する法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合については、前条第二項の規定を準用する。

第三百三条第二項中「属する」を「所属する」に、「適当の」を「適当な」に改める。

第三百五条中「第六十二条第三項」の下に「、第七十条の二第一項第五号」を加え、「第九十二条の二」を「第九十二条の二第一項、第百四十九条の二第一項第六号、第百五十条の三第一項第五号」に改める。

（少年審判規則の一部改正）

第二条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「当該事項」を「当該各号に定める事項」に、「あるとき」を「ある場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるものについて、保護事件の記録又は証拠物に、当該事件の被害者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）が記載され又は記録されている部分がある場合において、相当と認めるとき　当該個人特定事項

二　前号に掲げる場合のほか、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認める場合において、相当と認めるとき　当該事項

第七条第四項中「同項本文に」を「同項第二号に」に、「前項本文に」を「前項第一号又は第二号に」に改める。

第九条の二中「第百五十八条の二」の下に「から第百五十八条の八まで」を加える。

第十六条第二項中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を削る。

第十七条の見出し中「記載要件」の下に「等」を加え、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の四項を加える。

5　家庭裁判所は、同行状を発する場合において、同行状に記載する個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、同行状を発すると同時に、本人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由を記載した同行状の抄本その他の同行状に代わるものを交付することができる。

一　次に掲げる事件の被害者

イ　法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるもの

ロ　イに掲げる事件のほか、法第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号ハ⑴又は⑵に掲げるおそれがあると認められる事件